

第6章

地域別まちづくり方針

第1 地域区分の基本的な考え方

区では、平成2（1990）年に「豊島区地区別整備方針」を策定し、町名町境などの歴史的に形成された区域に基づき、市街地の特性や鉄道・幹線道路、駅利用など生活圏域を考慮して、区内を13地区に区分し、区民生活に密着した地区レベルのまちづくりに取り組んできました。

それに続く都市計画マスタープランでは、この地区を基本的に受け継ぎながら、一部区域を再編した12地区に区分し、きめ細やかなまちづくりを進めてきました。

都市づくりビジョンにおいても、この12地区を継承し、地域の特性や資源を生かした個性あるまちづくりを実現するため、全体構想で示した8つの都市づくり方針の視点から地域別まちづくり方針を示します。（図表158）

図表158 地域区分の設定



地域区分	対象町丁目
1 駒込地域	駒込1丁目から7丁目
2 巣鴨・西巣鴨地域	巣鴨1丁目から5丁目、西巣鴨2丁目から4丁目
3 大塚地域	西巣鴨1丁目、北大塚1丁目から3丁目、南大塚1丁目から3丁目、上池袋1丁目
4 池袋本町・上池袋地域	上池袋2丁目から4丁目、池袋本町1丁目から4丁目
5 池袋東地域	上池袋2丁目の一部、東池袋1丁目から5丁目、南池袋1丁目・2丁目
6 池袋西地域	西池袋1丁目・3丁目から5丁目、池袋1丁目から4丁目
7 雑司が谷地域	南池袋3丁目から4丁目、雑司が谷1丁目から3丁目
8 高田地域	高田1丁目から3丁目
9 目白地域	西池袋2丁目、目白1丁目から5丁目
10 高松・要町・千川地域	高松1丁目から3丁目、要町1丁目から3丁目の一部、千川1丁目・2丁目
11 長崎・千早地域	長崎1丁目から6丁目、千早1丁目から4丁目、要町1丁目から3丁目の一部
12 南長崎地域	南長崎1丁目から6丁目